



## ロ 提出場所

5 (1) ロに記載の場所

## ハ 提出方法

書面は持参により提出するものとし、郵送やファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり申請者に条件付き一般競争入札についての質問に対する回答書(様式第4号)で回答する。

イ 書面での回答期限 令和7年7月29日(火)

## 8 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。  
(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めることがある。

## 9 入札及び開札

- (1) 入札は持参によるものとする  
(2) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。  
(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。  
(4) 入札に当たっては、条件付き一般競争入札参加資格確認結果通知書又は写しを持参すること。  
(5) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書(入札参加者又は入札参加者の代理人の記名押印のあるもの)を提出するものとする。なお、提出する積算内訳書は、水道施設工事にあつては工事費総括表まで、その他の工事にあつては本工事内訳書及び内訳書(下水道工事の場合はB代価表)までとし、提出された積算内訳書は返却しない。  
(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(7) 次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。  
イ 入札に参加する資格のない者の入札  
ロ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者の入札  
ハ 記名押印を欠く入札  
ニ 金額を訂正した入札  
ホ 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札  
ヘ 明らかに連合によると認められる入札  
ト 積算内訳書の提出のない入札  
チ 入札金額と提出された積算内訳書の見積金額が同一でない入札  
リ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札  
(8) 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

## 10 落札者の決定方法

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づき低入札価格調査制度を設けており、同法第234条第3項ただし書きを適用する場合がある。  
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない長井市職員にこれに代ってくじを引かせ、落札者を決定する。

## 11 その他

- (1) 保証契約に基づいて前払金を支払うこと。  
(2) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない  
(3) 落札者は、契約締結時に仲裁合意書を、契約締結後1ヵ月以内に建設業退職金共済組合等にかかる掛金収納書を提出すること。  
(4) 本工事が指定建設業に係る工事で、工事を施工するために締結した下請け契約の請負代金の合計額が5,000万円(建築にあつては8,000万円)以上となる場合は、落札者は指定建設業監理技術者資格証の交付を受けている技術者を本工事の監理技術者として専任で設置しなければならない。  
(5) 落札者は、請負契約締結時において、経営事項審査を受けた後その経営事項審査に係る審査基準日(経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日)から1年7ヵ月以内にあること。

## 12 添付書類

- (1) 公告文の写し  
(2) 申請書(様式第1号及び様式第1号:別紙)